

福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払いについて

介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費（介護予防を含む）の支給は、「償還払い：利用者がいったん費用の全額を支払い、その後申請をして保険給付分（9割）の支払いを受ける」を原則としていましたが、津奈木町では平成22年4月から「受領委任払い制度」もご利用出来るようになりました。

「受領委任払い制度」とは？

福祉用具購入および住宅改修の利用者の支払いを、初めから1割分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。残りの9割分については、利用者の委任に基づき、津奈木町からあらかじめ登録された受領委任払い取扱事業者に直接支払います。

※「受領委任払い制度」と「償還払い」について、どちらもご利用いただけますが、「受領委任払い制度」については、登録等が必要ですので、利用を希望される方は、下記問い合わせ先まで事前にご相談ください。

問い合わせ先

役場住民課保険班 介護保険担当 ☎ 78-3111 (119)

水田農家の皆さんへ

戸別所得補償モデル対策がスタートします！

★水田利活用自給力向上事業

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家等の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保出来る水準の支援を行う制度です。

★米戸別所得補償モデル事業対策交付金

自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家等のうち、水稻共済加入者または平成21年度に出荷・販売の実績のある方に対し、主食用米の作付面積10a当たり1万5千円を支給します。

交付対象面積は、主食用の作付面積から自家飯米・縁故米用に供される分として一律10aを差し引いた面積になります。

なお、交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払われます。

※津奈木町は、水田農業者全員が生産数量目標達成となっております。

<交付金申請の手続きについて>

交付金を受け取るためには、下記書類の提出が必要です。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ①作付面積確認依頼書 | ②戸別所得補償制度に関するモデル対策加入申請書 |
| ③農業共済加入申請書 | ④交付金にかかわる交付申請書 |
| ⑤改善計画書（調整水田等の不作付地がある方） | |

※水稻生産実施計画書の水稻作付面積で支給する予定です。

申請期限：6月30日（水）まで

※手続きをされなかった方は、辞退されたとして処理されますので、申請手続きについては、漏れがないようご注意ください。

※手続きの仕方や必要書類など詳しくは、下記問い合わせ先までお尋ねください。

問い合わせ先

役場振興課自立振興班 ☎ 78-3111 (224)